

諮問日：令和4年7月15日（教第119号）

答申日：令和8年2月19日（答申第202号）

件名：教職員のコンプライアンス確認関係文書に係る行政文書部分開示決定に対する審査請求について

答 申

第1 審査会の結論

宮城県教育委員会の決定は妥当である。

第2 審査請求に至る経過

- 1 審査請求人は、令和4年1月11日付けで、情報公開条例（平成11年宮城県条例第10号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定により、宮城県教育委員会（以下「実施機関」という。）に対し、「石巻西高等学校のコンプライアンス・チェックの内容とその報告に関する文書（平成29～令和2年度の4年度分）」について、開示の請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書（以下「本件行政文書」という。）として、下記のを特定した。
 - （1）平成29年度第Ⅰ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート
 - （2）平成29年度第Ⅱ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート
 - （3）平成30年度第Ⅰ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート
 - （4）平成30年度第Ⅱ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート
 - （5）平成31年度第Ⅰ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート
 - （6）令和元年度第Ⅱ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート
 - （7）令和2年度第Ⅰ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート
 - （8）令和2年度第Ⅱ期石巻西高等学校コンプライアンス・チェックシート

その上で、実施機関は、上記本件行政文書 2（6）については、「令和元年度Ⅱ期の文書は全て問題なしであったことから学校で処分し、不存在」であることを確認し、一部について開示をしない理由等を次のとおり付して行政文書部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、令和 4 年 2 月 24 日付けで審査請求人に通知した。

条例第 8 条第 1 項第 2 号該当

記入者の職氏名及び印影については、公開することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害されるおそれがあるため。

条例第 8 条第 1 項第 7 号該当

概要欄については、公開することにより記入者が自由かつ率直な意見を述べなくなるなど、コンプライアンスチェックの目的が達成できなくなり、公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるため。

- 3 審査請求人は、令和 4 年 4 月 15 日付けで、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定により、実施機関に対し審査請求を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件行政文書の非開示とされた部分の開示を求めるものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね次のとおりである。

- （1）本件行政文書の非開示とされた部分の全部又は一部については、実施機関が挙げる本件処分の理由が妥当せず、本件処分は不当である。
- （2）条例第 8 条第 1 項第 2 号ただし書口は、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分」と定めている。

当該規定は、公務員等といえども、個人としての権利利益を保護される必要がある一方、県の説明責任の観点から、公務員等の職務遂行

に係る情報のうち公務員等の職及び氏名並びに職務遂行の内容に係る部分を、非開示情報から除くこととしたものである。

本件行政文書の非開示とされた、記入者の氏名、職及び印影には、「公務員」である石巻西高等学校の各教職員に係る情報が記載されていると考えられる。

本件行政文書には記入者自身の石巻西高等学校におけるコンプライアンスに係る情報が記載されており、それだけでなく、記入者自身が見聞きした他の各教職員のコンプライアンスに係る情報についても記載されていると考えられる。コンプライアンスに係る情報は、石巻西高等学校において遂行される職務についてのものであり、記入者自身及び他の各教職員のコンプライアンスに係る情報は、「職務の遂行に係る情報である」といえる。したがって、コンプライアンスに係る情報のうち、各教職員の「職」及び「氏名」の情報は、当該規定によって非開示情報から除かれるべきである。

なお、印影は、「職」及び「氏名」の情報と紐づけられている可能性が高く、非開示情報から除かれるべき「職」及び「氏名」と関連する印影についても「職」及び「氏名」に該当すると解され、非開示情報から除かれるべきである。また、「職」及び「氏名」に印影を含めるのが解釈上困難であるとしても、印影によって現れたのが「氏名」又は「職」であるときは、印影のうち、「氏名」又は「職」に当たる部分については、非開示情報から除かれるべきである。

- (3) 条例第8条第1項第7号は、「県の機関が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」と定めている。

実施機関は、本件行政文書の非開示とされた概要欄について、公開することにより、記入者が自由かつ率直な意見を述べなくなるなど、コンプライアンスチェックの目的が達成できなくなり、公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるとする。

一般論としては、実施機関の指摘が妥当する可能性は否定できない。しかしながら、本件においては、審査請求人は、報告書原案、本件事故調査及び本件事故再調査等によって、本件事故に係る情報を知っており、又は知ることが予定されており、審査請求人が本件事故に

係る情報を得ており、今後も得ることが予定されていることについては、本件事故再調査に協力している石巻西高等学校の各教職員も理解しているところであり、本件限りの公開であれば、本件事故に関係すると考えられる概要欄に記載されている情報が公開されるとしても、実施機関が指摘する支障は生じないと考えられる。また、そもそも、概要欄に記載されているのは石巻西高等学校の各教職員の意見というよりも、むしろ、各教職員が見聞きした、低評価を根拠づける事実であると考えられ、自由かつ率直な意見という観点からの本件処分の理由は妥当しない。

本件行政文書の非開示とされた概要欄を開示することは、条例第8条第1項第7号の要件には該当しない。

- (4) 実施機関は、本件行政文書2(6)について、「全て問題なしであったことから学校で処分し、不存在」としている。しかしながら、「全て問題なし」の趣旨が判然としないところであるが、本件行政文書の評価欄記載のA評価が「問題なし」を意味することから、「全て問題なし」が本件行政文書2(6)に記載されていた評価が全てA評価であったという意味であるとする、本件行政文書2(1)ないし(5)、並びに(7)及び(8)が存在しており、「全て問題なし」でなかったと考えられることから、本件行政文書2(6)だけが「全て問題なし」だったというのは稀有であり、むしろ不自然であるといわざるを得ない。また、仮に本件行政文書2(6)について、「全て問題なしであった」としても、通常、コンプライアンスチェックに係る情報は、石巻西高等学校においても重要な情報であり、少なくとも数年間は保管していると考えられることから、本件行政文書2(6)が処分されているというのも不自然である。

実施機関が本件処分の理由として挙げる、本件行政文書2(6)が「全て問題なしであった」こと及びそうであるから処分したことは不自然であり、本件行政文書2(6)が存在している可能性は否定できない。

- (5) 以上から、本件行政文書の非開示とされた部分のうち、記入者の氏名、職及び印影については、条例第8条第1項第2号に該当するとしても、同号ただし書口該当し、概要欄については、同項第7号に該当しないのであるから、審査請求の趣旨どおりの決定を求める。

(6) 最後に、条例第8条が原則開示を定めているとおり、実施機関の保有する情報については、できるかぎり開示されなければならない、原因究明の観点からも、本件においては、本件行政文書の非開示とされた部分について、仮に非開示事由に該当するものがあつたとしても、条例第10条（裁量的開示）の適用により、積極的に開示がなされるのが望ましい。さらにいえば、審査請求人が本件開示請求をする前に、実施機関から、より積極的に、任意開示がなされるのがより望ましかつた。

それにもかかわらず、実施機関から積極的な開示がなされず、審査請求人が本件開示請求をして、さらには審査請求の申立までせざるを得なかつたことは極めて遺憾である。

審査請求人らは、本件処分が不当であると考えているが、実施機関に対して、本件行政文書の非開示とされた部分について、積極的な開示をされるよう改めて期待するとともに、実施機関の積極的な開示により、本件事故の再発防止及びその前提としての原因究明に向けて一歩前進できるものと信じるものである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が弁明書において述べている内容は、おおむね次のとおりである。

- 1 「宮城県立学校コンプライアンス・マニュアル」に則り、教職員の不祥事根絶のため、各校に勤務する教職員一人一人が自らの行動について、常に望ましいものであつたか、定期的に振り返りを行うことで自らの行動を確認し、不十分な点があればそれを改めていく取組の推進を目指している。そのため各校が独自でコンプライアンス推進委員会を設立し、不祥事を未然に防ぐために学校組織として定期的に日常の法令遵守状況等について点検を行い、望ましくない点があれば教職員が協力して改善に取り組む体制を構築している。このコンプライアンスに向けた取組は、学校組織・教職員が自らの行動を振り返り、足りなかつた部分を補うことで不祥事の発生を予防し、さらにそこを基点として県民から信頼される学校や教職員として成長していくことで県民の期待にこたえられる質の高い教育活動の提供につなげていくことを目的としている。

よつて、教頭を中心とした、各推進担当者は、各校の独自性を活かしながら、コンプライアンス・チェックシートの記入事項の確認、面談結果についてとりまとめ、次月の職員会議等の場で概要の報告を行い、改善すべき事項について、全職員に改善に向けた取組を促す。その際には、相談者

や報告者など特定の職員に係る事項等であることが判明しないよう一般的な所見事項として報告する等、本人の特定に結びつかない表現に配慮することを留意事項として記している。

このことからコンプライアンス・チェックシートの各教職員の記入事項は、その機能性、また記入する教職員の自由度も重視すれば、必然的に条例第8条第1項第2号及び第7号に該当し、非開示とすることが望ましいものと判断される。

- 2 上記1に示した各校のコンプライアンス推進委員会の業務遂行のためにコンプライアンス・チェックシートの果たす役割を勘案すれば、記入者の職氏名及び印影を公開することにより特定の個人が識別され、個人の権利利益を害されるおそれがあることから、氏名を非開示としたものである。
- 3 概要欄については、非公開であることを保証することにより、職員が率直な意見等を表現できるようにするものであり、公開することにより記入者が自由かつ率直な意見を表現できなくなると、コンプライアンス関連情報の収集に支障をきたし、コンプライアンスチェックそのものの目的が達成できなくなるとともに、公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められることから、備考欄の記述内容を非開示としたものである。
- 4 「宮城県立学校コンプライアンス・マニュアル 令和2年3月改定」P9一部抜粋「・面談を行った推進担当者は、面談の記録とチェックシートの写しを、専用のファイルに保存する。(原本は本人に返却し、保存は1年間とする。)」とあり、保存に関しては1年間としている。

今回の開示請求は令和4年1月11日であり、保存年限である1年が経過し廃棄処分しているものであることから、本件行政文書2(6)を不存在としたことは合理性があり不自然ではない。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、「地方自治の本旨にのっとり、県民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利」を明らかにすることにより、「県政運営の透明性の一層の向上を図り、もって県の有するその諸活動を説明する責務が全うされるようにするとともに、県民による県政の監視と参加の充実を推進し、及び県政に対する県民の理解と信頼を確保し、公正で開かれた県政の発展に寄与することを目的」として制定されたものであり、原則公開の

理念の下に解釈され、及び運用されなければならない。

当審査会は、この原則公開の理念に立って、条例を解釈し、以下のとおり判断するものである。

2 本件行政文書について

審議の対象となる本件行政文書については、第2の2のとおりである。当審査会では、実施機関から本件行政文書の提供を受け、これをインカメラ審理によって実際に見分し、本件処分の妥当性について検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 条例第8条第1項第2号の規定について

条例第8条第1項第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの又は特定の個人を識別することはできないが、公開することにより、なお個人の権利利益が害されるおそれがあるもの」を非開示事由として規定しているが、同号ただし書により、次に掲げる情報が記録されている行政文書については、同号本文に該当する場合であっても、行政文書の開示をしなければならない。

イ 法令の規定により又は慣行として公開され、又は公開することが予定されている情報

ロ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和22年法律第120号）第2条第1項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人及び公社の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 条例第8条第1項第7号の規定について

条例第8条第1項第7号は、「県の機関、県が設立した地方独立行政法人、公社又は国等の機関（以下「県等」という。）が行う検査、監査、取締り、争訟、交渉、渉外、入札、試験その他の事務事業に関

する情報であって、当該事務事業の性質上、公開することにより、当該事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずると認められるもの」を非開示事由として規定しており、公開することにより、県等が行う事務事業の公正又は円滑な執行の確保に支障が生ずると認められる情報が記録されている行政文書については、行政文書の開示をしないことを定めたものである。

(3) 非開示情報の該当性について

ア 教職員の職、氏名及び印影並びにコンプライアンス・チェックシート裏面の番号

実施機関は、第4の1及び2のとおり、教職員の職、氏名及び印影を条例第8条第1項第2号の規定により、非開示としている。

通常、公務員等の職及び氏名等は、その職務の遂行に係る情報であるときは、同号ただし書口の規定により、開示するものである。

「職務の遂行に係る情報」とは、公務員等がその組織上の地位に基づいて所掌する事務事業に関して、当該事務事業を実施したことにより記録された情報をいうものであり、当該情報は当該公務員等の具体的な職務の遂行と直接の関連を有するものと解される。

上記のほか、コンプライアンス・チェックシート裏面に記載された番号を同号の規定により非開示としていることから、実施機関に対して、当該番号の性質について説明を求めたところ、次のとおり回答があった。

コンプライアンス推進担当者が、学校で役職順等により作成した一覧名簿をもとに、対象職員を探しやすいように付した番号になる。したがって、名簿との照合により識別され得るものになる。

また、実施機関の説明によると、本コンプライアンス・チェックは、第4の1のとおりコンプライアンス事務の一環として、全教職員を対象に行われたものであり、各教職員が自己の主観的認識を率直に表現し記載することが、本件行政文書に係る事務事業の公正又は円滑な執行を確保する上で不可欠であるといえる。

そして、本件行政文書は、当該教職員が適正な学校運営に資するために作成したものであって、当該教職員の具体的な職務の遂行との直接の関連を有するものと認められることから、同号の規定により、非

開示としたことは妥当ではない。

一方、当該情報は、公にすることにより、本件行政文書に係る事務事業若しくは将来の同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正若しくは円滑な執行に支障が生ずるおそれがあることから、同項第7号に規定する非開示情報への該当性についても以下検討する。

実施機関の説明によると、第4の1のとおり、関係教職員以外には内容を明かさないことを前提として、教職員の忌憚のない率直な回答を期待してなされたものといえる。そして、特定の個人が識別され、又は識別され得る教職員の職、氏名及び印影並びにコンプライアンス・チェックシート裏面の番号が公にされると、今後他の機関も含め、同種の調査が行われた場合に、回答しようとする教職員が忌憚のない意見を表明することや自己の主観的認識を率直に表現し記載することを躊躇し、記入事項が形が美化、空洞化するなどして、必要かつ有益な情報を十分収集できず、結果として、実態の把握、再発防止策の検討ができなくなって、今後の同様なコンプライアンス事務の適正かつ的確な遂行に支障をきたす蓋然性が認められる（大阪地裁平成17年(行ウ)第140号、平成19年6月29日判決参照）。したがって、教職員の職、氏名及び印影並びにコンプライアンス・チェックシート裏面の番号は、同号に規定する非開示情報に該当し、非開示とすることが妥当である。

イ コンプライアンス・チェックシート備考欄の記述内容

本コンプライアンス・チェックは、上記アのとおり実施されるものであるが、当該チェックシート備考欄の記述内容が公にされると、上記アの整理に照らし、今後の同様なコンプライアンス事務の適正かつ的確な遂行に支障をきたす蓋然性が認められる（上記大阪地裁判決参照）。したがって、コンプライアンス・チェックシート備考欄の記述内容は、条例第8条第1項第7号に規定する非開示情報に該当し、非開示とした実施機関の判断は妥当である。

これに対し、審査請求人は、報告書原案、本件事故調査及び本件事故再調査等によって、本件事故に係る情報を知っており、又は知ることが予定されており、審査請求人が本件事故に係る情報を得ており、今後も得ることが予定されていることについては、本件事故再調査に協力している石巻西高等学校の各教職員も理解しているところであり、本件限りの公開であれば、本件事故に関係すると考えられる概要

欄に記載されている情報が公開されるとしても、実施機関が指摘する支障は生じることはない旨主張する。

しかし、条例第4条において「何人も、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができる」と規定されており、何人に対しても、目的のいかんを問わず開示請求を認めていることから、条例に定める情報公開制度は開示請求者が誰であるかを考慮しないこととなっている。すなわち、誰が請求しても同じ取扱いとする制度趣旨であり、特定の情報を特定の者だけに開示し、第三者には開示しないということは認められず、当該主張のような個別事情は上記判断に影響しない。

(4) 本件行政文書2(6)の不存在について

実施機関は、本件行政文書2(6)については、当該行政文書の保存年限である1年が経過しており、かつ全て問題なしであったことから学校で処分したため、存在しないと説明している。

審査請求人は、第3の2(4)のとおり主張していることから実施機関に対して、「宮城県立学校コンプライアンス・マニュアル」の提出及び不存在理由の詳細理由について説明を求めたところ、次のとおり回答があった。

(ア) コンプライアンス・チェックシートの取扱いとして、管理職に対する研修や会議及びコンプライアンス推進担当者研修会では、「C」評価又は「D」評価を記入した教職員に対して、コンプライアンス推進委員による聞き取りとシートの1年間の保存を周知している。このことから、本件行政文書2(6)は、全員が「A」評価又は「B」評価であったため、当該校にて廃棄され存在していない。

(イ) この年のみ廃棄したのは、地方機関等文書規程の保存年限の種別上、当該チェックシートは第5種(1年保存)に該当するため、令和2年度の終了により廃棄するに至ったため。

また、実施機関から提出された「宮城県立学校コンプライアンス・マニュアル」によれば、コンプライアンス推進担当者は、コンプライアンス・チェックシートを基に全職員と個別に面談を行い、面談記録とチェックシートの写しを、専用のファイルに保存することが規定されてお

り、その保存期間は1年間とされている。

そのため、同じ保存年限で廃棄した行政文書と廃棄していない行政文書があるという文書管理上の取扱いを異にしていたことから、実施機関に対して、この理由について改めて説明を求めたところ、次のとおり回答があった。

(ウ) 理由については承知していないが、保存年限の認識が不足していたものと思われる。

実施機関は、上記(ア)、(イ)及び(ウ)のとおり説明を行っているが、これらの説明に疑義があるものの、実施機関が本件行政文書2(6)を保有していないことを主張するのであれば、これを是認するほかなく、その他に当該行政文書が存在すると認めるに足る事情もない。

4 公益上の裁量的開示について

審査請求人は、条例第8条が原則開示を定めているとおり、実施機関の保有する情報については、できるかぎり開示されなければならない、原因究明の観点からも、条例第10条を適用して開示すべきと主張しているため、以下検討する。

条例第10条は、「実施機関は、開示請求に係る行政文書に非開示情報が記録されている場合であっても」、現に発生している、又は将来発生する可能性が高い危害等から人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護する必要がある場合等で、当該情報を開示することについて、「公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる」と規定しており、条例第8条の規定により非開示とされる情報であっても、開示することの利益が非開示とされることによる利益に優越すると認められる場合があり得ることから、実施機関の高度な行政的判断により裁量的開示を行うことができることを定めたものである。

この場合の「公益上特に必要があると認めるとき」とは、非開示情報の規定によって保護される利益と公益上の必要性とを個別、具体的に比較衡量して判断することになる。

審査請求人は、条例第10条に基づく公益上の理由による裁量的開示を求めているが、審査請求人は公益上開示することが特に必要であるとする具体的な理由を示しているとはいえ、当審査会が非開示とすることが妥当と判断した部分については、これを開示することによる利益が、これを

開示しないことにより保護される利益を上回る公益上の必要性があるとまでは認められないことから、審査請求人の主張を採用することはできない。

5 結論

以上のとおり、実施機関が行った本件処分は、結論において妥当である。

第6 審査の経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4. 7. 15	○ 諮問を受けた。(諮問第262号)
令和 7. 8. 29 (第463回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 7. 11. 25 (第466回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 7. 12. 25 (第467回審査会)	○ 事案の審議を行った。
令和 8. 1. 29 (第468回審査会)	○ 事案の審議を行った。

(参考)

宮城県情報公開審査会委員名簿（五十音順）

（令和8年2月19日現在）

氏名	区分	備考
板 明 果	東北学院大学経済学部経済学科准教授	会長職務代理者
菅 野 修	弁護士	
三 瓶 淳	弁護士	会長
高 橋 由 佳	一般社団法人イシノマキ ・ファーム代表理事	
堀 澤 明 生	東北大学大学院法学研究科准教授	